

岐阜県公報

号外(一) 平成二十五年三月二十六日

目次

岐阜県附属機関設置条例 の一部を改正する条例	(行政管理課)	六
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例 の一部を改正する条例	(人事課)	八
岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例	(同)	八
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条 例の一部を改正する条例	(同)	〇
岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例	(同)	一
岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例	(同)	一
岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例	(同)	一
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	二
岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(環境生活政策課)	四
岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例	(健康福祉政策課)	四
岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条 例	(保健医療課)	五
岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例及び岐阜県厚生環 境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	五
岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正 する条例	(高齢福祉課)	五
岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正 する条例	(同)	六

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉 施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例	(障害福祉課)	一六
岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	(同)	一八
岐阜県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に關す る基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一九
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(産業技術課)	二一
ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例	(情報産業課)	二三
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(農政課)	二三
岐阜県立国際園芸アカデミー条例の一部を改正する条例	(農産園芸課)	二三
岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条 例	(農地整備課)	二四
岐阜県水源地域保全条例	(林政課)	二六
岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例	(水道企業課)	二九
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(会計課)	三〇
岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例	(警務課)	三二
岐阜県使用済金属類営業に関する条例	(生活安全総務課)	三二
岐阜県清流の国スポーツ推進条例	(議事調査課)	三八
岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例	(同)	四一

岐阜県公報 号外 毎週 (金曜日)

発行 (休日) ときは翌日

平成二十五年三月二十六日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県附属機関設置条例 (条例第一号)

一 執行機関に置く附属機関の設置について必要な事項を定めることとした。

二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(条例第二号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を八一人増員することとした。

(内訳)

1 情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー 五人

2 企業会計職員 (都市建築部) 二人

3 議会の事務部局 二人

4 選挙管理委員会の事務部局 一人

5 監査委員の事務部局 二人

6 人事委員会の事務部局 一人

7 労働委員会の事務部局 一人

8 学校 六〇人

9 警察 七人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を一五人増員することとした。

(内訳)

1 小学校及び中学校 一〇人

2 特別支援学校 五人

三 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例 (条例第三号)

一 「国家公務員退職手当法」の一部改正に鑑み、退職手当の額に係る調整率を一〇〇分の一〇四から一〇〇分の八七に段階的に引き下げることとした。(本則及び附則第二項関係)

二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四号)

一 特殊勤務手当について、次のとおり定めることとした。

1 警察職員に係る手当 (第二〇条第一項関係)

(一) 銃器犯罪捜査業務手当の支給対象として、暴力団等から危害を受けるおそれのある者の身辺警戒の業務等を追加することとした。

(二) 緊急の呼出しに係る手当を支給することとした。

2 家畜伝染病防疫作業に従事する職員に係る防疫等作業手当の支給対象として、家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺等の作業を追加することとした。(第二〇条第四項関係)

3 保健所に勤務する獣医師である職員に係る防疫等作業手当の一部及び食肉検査業務手当を廃止することとした。(第二〇条第四項及び第一二二項関係)

二 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴い、同法に基づき県に派遣された者に対して、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとした。(第二二条の五関係)

三 東日本大震災に対処するため、災害応急作業等に従事した職員に係る災害応急作業等手当について、支給の対象となる区域の名称を改めることとした。(付則第二二項関係)

四 この条例は、一は平成二五年四月一日から、二は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から、三は公布の日から施行することとした。

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例 (条例第五号)

一 「地方自治法」の一部改正に鑑み、議会の求めにより公聴会に参加した者等に旅費を支給することとした。(第一四条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例 (条例第六号)

一 ぎふ清流国体推進局を廃止することとした。(第一一条関係)

二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例 (条例第七号)

一 岐阜県中央家畜保健衛生所及び岐阜県岐阜・西濃建築事務所を設置することとした。(第六条及び第八条関係)

二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

岐阜県税条例の一部を改正する条例（条例第八号）

「地方税法」の一部改正に伴い、次のとおり定めることとした。

一 地方消費税

1 平成二六年四月一日から平成二七年九月三〇日までの税率は、六三分の一とする。こととした。（第五一条の五関係）

2 平成二七年一〇月一日以降の税率は、七八分の二とする。こととした。（第五一条の五関係）

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、一は平成二六年四月一日から、一は平成二七年一〇月一日から、二は公布の日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

1 消防防災関係（「火災類取締法」他三法令二四七項目）

2 環境・生活関係（「地球温暖化対策の推進に関する法律」他一法令一一項目）

3 保健・福祉関係（「母子及び寡婦福祉法」一項目）

4 商工・産業関係（「商工会議所法」一一項目）

5 農地・農業関係（「農地法」一四項目）

6 土地利用・都市計画関係（「駐車場法」他二法令二二項目）

7 教育関係（「岐阜県文化財保護条例」七項目）

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）

一 岐阜県消費者行政活性化基金の存続期限を平成二五年二月三一日から平成二六年二月三一日に延長することとした。（附則第二項関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例（条例第一一号）

一 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴い、岐阜県新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項を定めることとした。（本則関係）

二 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することとした。

ととした。

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第一二号）

一 岐阜県地域自殺対策緊急強化基金の存続期限を平成二五年二月三一日から平成二六年二月三一日に延長することとした。（附則第二項関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一三号）

一 「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

二 この条例は、平成二五年九月一日から施行することとした。

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金条例の一部を改正する条例（条例第一四号）

一 岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金の存続期限を平成二五年二月三一日から平成二六年二月三一日に延長することとした。（附則第二項関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特別基金条例の一部を改正する条例（条例第一五号）

一 岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特別基金の存続期限を平成二五年二月三一日から平成二六年二月三一日に延長することとした。（附則第二項関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第一六号）

一 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴い、関係条例の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

一 岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金の存続期限を平成二五年六月三〇日から平成二六年六月三〇日に延長することとした。（附則第二項関係）

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 岐阜県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第一八号）
 - 一 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、児童発達支援に係る基準該当通所支援に関する基準を定めることとした。（第二章第一節及び第四章第一節関係）
 - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 三 この条例は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。
 - 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一九号）
 - 一 工業技術研究所、産業技術センター及び生活技術研究所において行う工業試験等について、次のとおり定めることとした。（別表第一関係）
 - 1 一般理科学試験手数料において、利用実績がない手数料を廃止等することとした。
 - 2 食品試験手数料において、水分活性に係る手数料を新たに徴収することとした。
 - 3 機械・金属試験手数料において、冷熱衝撃試験に係る手数料の額を改定することとした。
 - 4 ぎふ技術革新センター試験手数料
 - (一) 三次元測定のならいに係る手数料を新たに徴収することとした。
 - (二) 熱分析、発熱測定、ICP質量分析及びガスクロマトグラフ質量分析に係る手数料の額を改定することとした。
 - 5 木工試験手数料
 - (一) 変位測定のパネル変位評価システム及び温度に係る手数料を新たに徴収することとした。
 - (二) ホルムアルデヒド測定に係る手数料の額を改定することとした。
 - 二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。
 - ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例（条例第二〇号）
 - 一 ソフトピアジャパンセンターの施設の一部を情報科学芸術大学院大学の用に供することに伴い、会議室の一部を廃止することとした。（別表関係）
 - 二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二二号）

- 一 1型子牛虚弱症候群の遺伝子検査に要する費用として1型子牛虚弱症候群検査手数料を新たに徴収することとした。（別表関係）
- 二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県立国際園芸アカデミー条例の一部を改正する条例（条例第二三号）
 - 一 上級マイスター科を廃止することとした。（第二条及び第三条関係）
 - 二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第二四号）
 - 一 土地改良事業に係る分担金について、次のとおり定めることとした。（第四条関係）
 - 1 小水力発電施設整備事業について、農村振興に資する活動費に売電収益を充てることのできることにし、当該事業に係る分担金を徴収することとした。
 - 2 かんがい排水事業について、保全合理化型事業に係る分担金を徴収することとした。
 - 3 ため池等整備事業
 - (一) 特別耐震対策に係る事業の分担金の額を引き下げることとした。
 - (二) 農村地域防災減災事業に係る分担金を徴収することとした。
 - 4 ため池防災対策事業
 - (一) 利活用保全施設整備に係る関連施設に対する分担金の額を引き下げることとした。
 - (二) 農業の生産条件が不利な地域において行うものに係る分担金の額を引き下げることにした。
 - 二 この条例は、一、二は公布の日、その他は平成二五年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県水源地域保全条例（条例第二四号）
 - 一 水源地域の保全に関し、県、土地所有者等の責務を明らかにし、適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
 - 二 水源地域の保全は、県、市町村、土地所有者等、事業者及び県民の適切な役割分担による協働により持続的に行われなければならないことを基本理念とすることとした。（第二条関係）

- 三 水源地域の保全について、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務並びに県と市町村との連携等を規定することとした。(第四条、第八条関係)
 - 四 知事は、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域であつて、水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を水源地域として指定することができることとした。(第二三条関係)
 - 五 土地所有者等は、水源地域内の土地の所有権等の移転又は使用及び収益を目的とする権利を設定する契約を締結しようとするときは、契約締結の三〇日前までに知事に届け出なければならないこととした。(第一五条関係)
 - 六 知事は、土地所有者等から必要な報告等の徴収、水源地域内の土地の立入調査等ができることとした。(第一八条関係)
 - 七 知事は、土地所有者等が届出等の規定に違反した場合は、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとし、正当な理由がなく勧告に従わなかつたときは、その内容を公表することができることとした。(第一九条及び第二〇条関係)
 - 八 水源地域の保全について必要な事項を調査審議するため、岐阜県水源地域保全審議会を設置することとした。(第二一条関係)
 - 九 過料について規定することとした。(第二三条関係)
 - 十 この条例は、一から四まで及び八は平成二五年四月一日から、その他は平成二五年一〇月一日から施行することとした。
- 岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)
- 一 東濃上水道用水供給施設及び可茂上水道用水供給施設の統合に伴い、施設名称を岐阜東部上水道用水供給施設へ変更することとした。(第三三条関係)
 - 二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二六号)
- 一 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令」の一部改正に鑑み、次の手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)
 - 1 風俗営業許可申請手数料
 - 2 遊技機認定申請手数料
 - 3 遊技機型式検定申請手数料
 - 4 遊技機試験申請手数料
 - 5 遊技機型式試験申請手数料
 - 6 遊技機変更承認申請手数料

- 二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例(条例第二七号)
- 一 地域部を設置することとした。(第一条関係)
 - 二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(条例第二八号)
- 一 盗難等に遭つた使用済金属類の流通の防止及び速やかな発見を図るため、使用済金属類営業に係る業務について必要な規制を行い、もつて窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、その被害の迅速な回復に資することを目的とすることとした。(第一条関係)
 - 二 使用済金属類営業を営もうとする者は、営業所ごとに公安委員会の許可を受けなければならないこととした。(第三条関係)
 - 三 許可を受けた使用済金属類取引業者は、次に掲げる事項を遵守することとした。(第六条、第一一条及び第三章関係)
 - 1 営業所に許可証の掲示等を行うこと。
 - 2 名義貸しの禁止
 - 3 行商をするときは、証明書を携帯すること。
 - 4 使用済金属類取引業者以外の者と取引をするときは、営業所、相手方の住居、事務所等以外の場所で行わないこと。
 - 5 取引をするときは、相手方の氏名、住居及び生年月日の確認をすること。
 - 6 取引に係る使用済金属類に不正品の疑いがあるときは、直ちに申告すること。
 - 7 取引の都度、その年月日、場所、使用済金属類の特徴、相手方等について記録を作成し、三年間保存すること。
 - 8 警察本部長等から品触れの書類等を受けたときは、それを六月間保存すること及びそれに該当する使用済金属類があるときは、直ちに届け出ること。
 - 9 保持する使用済金属類について、警察本部長等から盗品等の疑いがあるとして保管を命じられたときは、最大三〇日間それを保管すること。
 - 四 警察本部長等は、使用済金属類取引業者から必要な報告又は資料の提出を求めることができることとし、警察職員は、営業所等への立入検査等ができることとした。(第二二条関係)
 - 五 公安委員会は、使用済金属類取引業者が条例の規定に違反した場合は、必要な措置をとるよう指示し、営業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができることとした。

- ととした。(第三条及び第二四条関係)
 - 六 罰則について規定することとした。(第六章関係)
 - 七 岐阜県青少年健全育成条例の一部改正(附則第三項関係)
 - 1 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するため、青少年からの使用済金属類の買受け又は売却の委託を受けることを禁止することとした。
 - 2 罰則について規定することとした。
 - 八 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正(附則第四項関係)
 - 使用済金属類営業の許可の申請に対する審査に要する費用として使用済金属類営業許可申請手数料等を新たに徴収することとした。
 - 九 この条例は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。
- 岐阜県清流の国スポーツ推進条例(条例第二九号)
- 一 スポーツの推進について、県の責務及びスポーツ関係団体の役割を明らかにし、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)
 - 二 スポーツの推進について、基本理念を規定することとした。(第二条関係)
 - 三 スポーツの推進について、県の責務、スポーツ関係団体等の役割及び県と市町村との連携について規定することとした。(第三条、第五条関係)
 - 四 県は、スポーツの推進に関する計画を策定することとした。(第七条関係)
 - 五 県は、県民のスポーツ活動に参加する機会の提供、競技水準の向上等のために必要な施策を講ずることとした。(第八条、第十五条関係)
 - 六 五の施策について広く県民の意見を反映し、県民と一体となって実施するため、県民会議を設置する等推進体制を整備することとした。(第十六条、第二〇条関係)
 - 七 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)
- 一 ぎふ清流国体推進局の廃止に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第二条関係)
 - 二 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県附属機関設置条例をここに公布する。

平成二五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県附属機関設置条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、県の執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置く。
(委任)

第二条 この条例に定めるもののほか、前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。
附 則

この条例は、平成二五年四月一日から施行する。

別表(第一条関係)

一 知事の附属機関

名称	所掌事務
岐阜県メデイカルコントロール協議会	救急業務に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県職員保健審査会	知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び労働委員会の事務部局の職員の健康管理に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県指定管理者審査委員会	県の公の施設(岐阜産業会館を除く。)の管理を行う指定管理者(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の候補者の選定その他指定管理者制度

岐阜県施設等有効活用事業審査委員会	の運用に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会	県有施設等の有効活用のために行う事業に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県公衆浴場入浴料金審議会	生活習慣病の動向の把握及び検診等に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県郷土工芸品審査会	福祉サービス第三者評価機関の認証その他福祉サービス第三者評価事業に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜産業会館指定管理者審査委員会	岐阜県郷土工芸品の指定その他郷土工芸品の振興に関する事項についての調査審議に関する事務
飛騨・美濃すぐれもの認定審査会	岐阜産業会館の管理を行う指定管理者の候補者の選定その他指定管理者制度の運用に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会	飛騨・美濃すぐれもの（産地の特性を生かし、安全性、品質等の基準を満たした優良な県産品をいう。）の認定に当たつての審査に関する事務
岐阜県農業農村整備委員会	中山間地域等直接支払制度（中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）における農業の生産条件から生ずる不利を補正するため、交付金を交付する制度をいう。）に関する事項についての調査審議に関する事務
清流の国ぎふ森林・環境基金事業	農業生産基盤及び農村における生活環境の整備及び保全に関する事項についての調査審議に関する事務
業評価審議会	についての調査審議に関する事務
岐阜県緑の博士認定審査会	岐阜県緑の博士（樹木の保護、保存等に関し一定水準の知識及び技能を身につけた者をいう。）の認定に当たつての審査に関する事務
岐阜県林業士認定審査会	岐阜県林業士（林業に関し優秀な技能を有する者をいう。）の認定に当たつての審査に関する事務
岐阜県入札制度運営調査委員会	県が発注する建設工事等に係る入札制度の適正な運用に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県事業評価監視委員会	県又は市町村が実施する公共事業の評価に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県入札監視委員会	県が発注する建設工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性及び公平性の確保に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県自然工法管理士認定審議会	岐阜県自然工法管理士（自然共生工法の普及及び活用を効果的に推進するために必要な知識、評価能力及び技術を有する者をいう。以下同じ。）の認定その他岐阜県自然工法管理士の資質の向上及び活用に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県建設発生土処理対策調査委員会	県が発注する建設工事において生じる、環境基準を超える有害物質を含む建設発生土の処理等に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県地価調査委員会	国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条第一項の規定による基準地の選定及び標準価格の判定に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県政府調達苦情検討委員会	千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象となる県が行う調達に係る苦情に関する事項についての調査審議に関する事務
二 教育委員会の附属機関	

名称	所掌事務
岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会	岐阜県立高等学校入学者選抜に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県教職員保健審査会	岐阜県教育委員会の事務局及び教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員の健康管理に関する事項についての調査審議に関する事務

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「七二人」を「七七人」に、「四六人」を「四五人」に改め、同表企業会計職員(都市建設部)の項中「六四人」を「六六人」に改め、同表議会の事務局の項中「二七人」を「二九人」に改め、同表選挙管理委員会の事務局の項中「四人」を「五人」に改め、同表監査委員の事務局の項中「二人」を「三人」に改め、同表人事委員会の事務局の項中「一人」を「二人」に改め、同表労働委員会の事務局の項中「八人」を「九人」に改め、同表学校の項中「五、三九五」を「五、四五五」に、「四、六〇九」を「四、六七一」に改め、同表警察の項中「三、八八六」を「三、八九三」に、「三、四六〇」を「三、四六九」に、「二二一人」を「二二二人」に、「三五六」を「三五五」に、「二、〇二六」を「二、〇

三一人」に、「一、〇五六」を「一、〇六二」に改め、同表合計の項中「二、九九九」を「二、四、〇八〇」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の項中「二二、一一三」を「二二、一二三人」に、「二、四八〇」を「二、五〇〇」に改め、同表特別支援学校の項中「一三六」を「一四一人」に、「二九人」を「三四人」に改め、同表合計の項中「二、二八〇」を「二、二九五」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十六項」とする。

附則第二十七項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の

二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は新条例附則第二十一項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者)にあつては、二十五年未満」及び「新条例第三条から第五条の三まで及び条例第三十二号付則第六項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第三十二号付則第六項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「新条例第五条から第五条の三まで及び条例第三十二号付則第六項の規定にかかわらず」を削る。

(岐阜県職員退職手当条例等の一部改正)

第三条 岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成十五年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第四条 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十六項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職した

ものを除く。)にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が」に改め、「附則第十項の規定による改正後の」及び「附則第十一項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例(以下この項において「新条例」という。)附則第二十六項(新条例附則第二十八項及び第三条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例附則第四項においてその例による場合を含む。)及び第二十七項の規定の適用については、新条例附則第二十六項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十五・五」と、同年四月一日から同年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

3 第二条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第五項(同条例附則第七項においてその例による場合を含む。)及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十五・五」と、同年四月一日から同年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

4 第四条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十五・五」と、同年四月一日から同年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、同年四月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十二」と、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては「百分の九十五・五」と、同年四月一日から同年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第十二条の七第四項中「第二十条第二十七項」を「第二十条第二十六項」に改める。

第二十条第一項ただし書を削り、同項第十五号イ中「銃器と思料されるもの」を「爆発物（銃器又は爆発物と思料されるものを含む）」に改め、同号ロ及びニ中「銃器」の下に「又は爆発物」を加え、同号ホ中「銃器が使用された」を削り、同号に次のように加える。

へ 暴力団等から危害を受けるおそれのある者に対する当該危害を未然に防止するために、行う身辺警戒及び固定警戒の業務

第二十条第一項に次の一号を加える。

二十五 第十条に規定する管理職手当を受ける警察職員以外の警察職員が突発的に発生した第一号、第二号、第七号、第九号、第十五号、第十六号又は第二十三号に掲げる業務に従事するために、正規の勤務時間（祝日法による休日等、年末年始の休日等及びこれらの日に準ずるものとして人事委員会が定める日であつて職務に専念する義務を免除される時間を除く。）に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該業務に従事する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所において緊急の呼出しを受けて従事する場合に限る。）で、その従事する時間帯の一部又は全部が午後九時後翌日午前五時前との間である業務 勤務一回につき千二百四十円の範囲内で人事委員会が定める額

第二十条第四項第二号ロ中「業務」を「補助的業務その他人事委員会が定めるもの」に改め、同号ハからヘまでを削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号

を加える。

二 家畜伝染病防疫作業に従事する職員が家畜伝染病（人事委員会が定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 従事した日一日につき七百六十円の範囲内で人事委員会が定める額

第二十条第十二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十条の二第一項第一号を削り、同項第二号中「のうち前条第四項第一号に規定するもの」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「前条第十二項第三号」を「前条第十二項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第五項の表警察職員手当（前条第一項ただし書の規定により加算して支給される部分に限る。）の項を削り、同表警察職員手当（前条第一項第二十二号に規定するものに限る。）の項の次に次のように加える。

警察職員手当（前条第一項第二十五号に規定するものに限る。） 災害防止作業等手当

第二十二條の五に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十号）第四十四条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため県に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

第二十六条中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

付則第二十一項中「ため」の下に、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内の区域」を加え、「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に、「同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、付則第二十一項の改正規定は公布の日から、第三条第一項の改正規定、第二十二條の五に一項を加える改正規定及び第二十六條の改正規定は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律

第三十一号)の施行の日から施行する。

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例

岐阜県職員等旅費条例(昭和三十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「」の各号の「」に該当する」を「」に掲げる者に対して支給する」に改め、同項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第九号第六項、第九号の二第五項及び第九号第十條第五項」を「第九号の二第二項(第九号第五項において準用する場合を含む。)」に、「常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会が調査又は審査のため必要があると認めるとき、その」を「議会又は委員会の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方自治法第九十五條の二第一項(第九号第五項において準用する場合を含む。)

の規定により議会又は委員会の求めにより公聴会に参加した者

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県等設置条例(平成十一年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「十部(局を含む。以下同じ。)」を「九部」に、「都市建築部」に改める。

「都市建築部 ぎふ清流国体推進局」を

第二条第十一号を削る。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県振興局等設置条例(平成十一年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表岐阜県岐阜家畜保健衛生所の項を削り、同表岐阜県西濃家畜保健衛生所の項中「岐阜県西濃家畜保健衛生所」を「岐阜県中央家畜保健衛生所」に、「西濃圏域」を「岐阜圏域及び西濃圏域」に改める。

第八条第二項の表岐阜県岐阜建築事務所の項を削り、同表岐阜県西濃建築事務所の項中「岐阜県西濃建築事務所」を「岐阜県岐阜・西濃建築事務所」に、「西濃圏域」を「岐阜圏域及び西濃圏域」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(岐阜県中央家畜保健衛生所の設置に係る経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県振興局等設置条例(以下「新条例」という。)(により岐阜県中央家畜保健衛生所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際にその効力を有する岐阜県岐阜家畜保健衛生所の長及び岐阜県西濃家畜保健衛生所の長がした処分その他の行為は、岐阜県中央家畜保健衛生所の長がした処分その他の行為とみなす。

3 新条例により岐阜県中央家畜保健衛生所の長が処理することとなる事務に関し、施行日前に岐阜県岐阜家畜保健衛生所の長又は岐阜県西濃家畜保健衛生所の長に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、岐阜県中央家畜保健衛生所の長に対しなされたものとみなす。

(岐阜県岐阜・西濃建築事務所の設置に係る経過措置)

4 新条例により岐阜県岐阜・西濃建築事務所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する岐阜県岐阜建築事務所の長及び岐阜県西濃建築事務所の長がした処分その他の行為は、岐阜県岐阜・西濃建築事務所の長がした処分その他の行為とみなす。

5 新条例により岐阜県岐阜・西濃建築事務所の長が処理することとなる事務に関し、施行日前に岐阜県岐阜建築事務所の長又は岐阜県西濃建築事務所の長に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、岐阜県岐阜・西濃建築事務所の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の五中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

附則第二十二條第四項中「第二十条第三項又は第五項」を「第二十条第二項」に改める。

第二条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第五十一条の五中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定(附則第二十二條第四項の改正規定に限る。)は公布の日

から、第一条の規定(第五十一条の五の改正規定に限る。)及び附則第二項の規定は平成二十六年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、第一条の規定(第五十一条の五の改正規定に限る。)の施行の日(以下「第一条施行日」という。)以後に事業者(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)及び第一条施行日以後に保稅地域(同項第二号に規定する保稅地域をいう。以下同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)に係る地方消費税について適用し、第一条施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一条施行日前に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の岐阜県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、第二条の規定の施行の日(以下「第二条施行日」という。)以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び第二条施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十五の三の項中「恵那市、土岐市、各務原市」を「恵那市、美濃加茂市、土

岐阜市、各務原市、可児市」に、「北方町及び」を「北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町及び」に改め、「美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町及び」を削り、同表十七の二の項中「恵那市」の下に、「美濃加茂市」を、「各務原市」の下に、「可児市」を、「北方町」の下に、「坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町」を加え、同表十八の四の項中「大垣市」を「岐阜市、大垣市」に改め、「各務原市」の下に「可児市」を加え、同表十八の五の項中「北方町」の下に、「坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町」を加え、同表二十二の項中「養老町」の下に、「神戸町」を加え、同表三十三の項中「羽島市」の下に、「恵那市」を、「山県市」の下に、「郡上市」を、「池田町」の下に、「七宗町」を加え、同表三十五の項中「養老町、揖斐川町、大野町」を「養老町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町」に改め、同表三十六の二の項中「恵那市」の下に、「美濃加茂市」を、「各務原市」の下に「可児市」を、「北方町」の下に、「坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町」を加え、同表四十四の項第一号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第二号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同項第三号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第四号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同項第六号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「の届出又は飼養施設の設置」を、「飼養施設の設置又は犬猫等販売業」に改め、同項第七号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第二十七号を第三十四号とし、第十九号から第二十六号までを七号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

25 法第二十五条第三項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

別表第一四十四の項中第十七号を第二十三号とし、同項第十六号中「第二十四条第一項」の下に、「(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 20 法第二十四条の二の規定により第二種動物取扱業の届出を受けること。
- 21 法第二十四条の三第一項の規定により第二種動物取扱業の届出事項の変更の届出を受けること。

22 法第二十四条の三第二項の規定により第二種動物取扱業の届出事項の変更又は飼養施設の使用の廃止の届出を受けること。

別表第一四十四の項第十五号中「第二十三条第三項」の下に、「(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十四号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号中「第二十三条第一項」の下に、「(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

14 法第二十二條の六第二項の規定により犬猫等の個体に関する事項の届出を受けること。

15 法第二十二條の六第三項の規定により犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出を命ずること。

別表第一四十四の項第十一号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十六条第一項」の下に、「(法第二十四条の四において準用する場合(第五号に係る部分を除く。))を含む。」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

8 法第十四条第三項の規定により犬猫等販売業を営むことをやめた場合の届出を受けること。

別表第一四十四の項市町村又は広域連合の欄中「第二十三号」を「第三十号」に、「第二十五号」を「第三十二号」に、「第二十六号」を「第三十三号」に、「第二十四号」を「第三十一号」に、「すべて」を「全て」に、「第二十七号」を「第三十四号」に改め、同表五十の三の項中「各務原市」を「多治見市、各務原市」に改め、同表五十一の項中「瑞浪市」の下に、「土岐市」を加え、同表五十三の項中「養老町」の下に、「神戸町」を加え、同表五十七の項を次のように改める。

五十七 削除

別表第二二の項中「土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市」を「美濃加茂市、

土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市」に、「神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町」を「神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、七宗町」に、「土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市」を「美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一四十四の項の改正規定は、平成二十五年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」といふ。)(により市町村が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」といふ。)(以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により市町村が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会に対しなされたものとみなす。

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年岐阜県条例第三号)(の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号。以下「法」といふ。)(第二十六条の規定に基づき、岐阜県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 岐阜県新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」といふ。)(は、岐阜県新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」といふ。)(の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」といふ。)(は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」といふ。)(は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」といふ。)(を招集する。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、法の施行の日から施行する。

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年岐阜県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十八年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「哺乳類」を「哺乳類」に改める。

第七条第一号中「えさ」を「餌」に改める。

第八条第一号中「さく」を「柵」に改める。

第九条(見出しを含む。)中「ねこ」を「猫」に改める。

第十七条第一項中「第二十四条第一項」の下に「法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一三十四の表一の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同表二の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同表三の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録変更手数料」を「第一種動物取扱業登録変更手数料」に改め、同表七の項中「ねこの」を「猫の」に、「犬・ねこ引取手数料」を「犬・猫引取手数料」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十六号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）

の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

（岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例の一部改正）

第二条 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第三条 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年岐阜県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

（岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部改正）

第四条 岐阜県立社会福祉施設利用料金条例（平成十五年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号から第七号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（岐阜県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第五条 岐阜県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正）

第六条 岐阜県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（岐阜県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正）

第七条 岐阜県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成二十四年岐阜県条例第二十二号）

号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)
第八条 岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)
第九条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項、第五条第四項及び第二十四条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十七条中「災害」の下に、「虐待」を加える。

第四十五条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十七条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五十五条第十七項」を「第五十五条第十六項」に改める。

第五十二条第四項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第十条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第四条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二十六条中「災害」の下に、「虐待」を加える。

第八十九条第二項中「第六十三条第一項第四号及び第六項」を「第六十三条第一項第四号及び第七項」に改め、同条第三項中「前条第二項後段」を「前条第四項後段」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)
第十一条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第四十七条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第六十八条中「災害」の下に、「虐待」を加える。

第九十三条第一号中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改める。

第四百四条及び第三百二十二条中「災害」の下に、「虐待」を加える。

第四百四十九条中「第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第四百四十六条第一項及び第二項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第八十六条」と、同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十九条」とを削る。

(岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第十二条 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十

四年岐阜県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第九条第一項第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二十九条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第三十八条中「災害」の下に「虐待」を加える。
(岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第十三条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第五条第二項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二十三条第三項第三号イ中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二十七条第二項第七号中「就労移行支援又は就労継続支援B型」を「又は就労移行支援」に改める。

第三十七条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第四十八条中「災害」の下に「虐待」を加える。
(岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十四条 岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律」に改める。

第十四条中「災害」の下に「虐待」を加える。
(岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十五条 岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十二条中「災害」の下に「虐待」を加える。
附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(別表第一及び別表第三の改正規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)、第三条の規定(第十条の第二号の改正規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)、及び第九条の規定(第四十七条第一項の改正規定中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める部分に限る。)は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。
題名中「事業」を「事業等」に改める。

目次中「第二章 児童発達支援（第五条 第五十五条）」を「第二章 児童発達支援 第一節 人員、設備 第二節 基準該当通

及び運営に関する基準（第五条 第五十五条）」に、「第四章 放課後等デイサービス（第六十六条 第七十二条）」を「第四章 放課後等デイサービス（第六十六条 第七十二条）」を「第一節 人員、設備及び運営に関する

基準（第六十六条 第七十二条）」に改める。
準（第七十二条の二 第七十二条の四）」
第一条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十五第二項第一号」に、「事業」を「事業等」に改める。

第四条第三項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二章中第五条の前に次の節名を付する。

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第四十条ただし書中「災害」の下に「虐待」を加える。

第四十八条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。
第二章に次の一節を加える。

第二節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第五十五条の二 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 十までのもの 二以上
- ロ 十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

（設備）

第五十五条の三 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用定員）

第五十五条の四 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

（準用）

第五十五条の五 前節(第六条、第七条、第九条から第十二条まで、第二十四条第二項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十五条の六 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第七十七条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。(が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第七十六条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。))を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第七十七条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。))を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十四条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一 当該指定生活介護事業者の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第五十五条の七 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。(が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十一条に規定する指定通所介護をいう。))

以下同じ。))を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。))を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十五条の五(第二十四条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業者の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四章中第六十六条の前に次の節名を付する。

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十二条中「から第四十二条まで、第四十四条」を削る。

第四章に次の一節を加える。

第二節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第七十二条の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。))の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。))に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位(基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。))ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障

害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 十までのもの 二以上

ロ 十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに

一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

(設備)

第七十二条の三 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第七十二条の四 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の六、第五十五条の七、第六十四条、第六十六条、第七十条及び第七十一条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五十条第一項の改正規定(「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める部分に限る。)は、平成二十六年四月一日から施行する。

(岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「岐阜県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」を「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に改める。

一 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十四号)第八十八条第一項

二 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)第八十五条第一項

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二の表一の項第二号イ中

外観	一件につき	五六〇
臭気	一件につき	四五〇

「外観 一件につき 五六〇」に改め、同号中へ及びトを削り、チをへ

とし、リをトとし、同号又中「レーザー回折法」を「レーザー回折法及び動的散乱法」に改め、同号中ヌをチとし、ルからムまでをリからナまでとし、同表二の項第十六号の次に次のように加える。

17 水分活性	一件につき	一、七二〇
---------	-------	-------

別表第十二の表四の項第二号ト中「ホットプレッシング堅ろう度」を「ホットプレッシング・乾熱処理堅ろう度」に改め、同表七の項第二十一号中「二時間」を「一件」に、「二、二七〇」を「一、二七〇円(試験後の試料の写真を必要とする場合にあつては、当該額に二七〇円を加えた額)に試験時間が一時間を超えて一時間又は一時間に満たない端数を増すことに一、二六〇円を加えた額」に改め、同表八の項第四号中ロをハとし、同号イの次に次のように加える。

口 ならい	一件につき	五、一〇〇円に測定回数が一を超えて一を増すことに二、七〇〇円を加えた額
-------	-------	-------------------------------------

8 熱分析	
イ 簡単なもの	一件
ロ やや複雑なもの	一件
ハ 複雑なもの	一件

8 熱分析	
-	

件につき	六、七四〇円に試験時間が一時間を超えて一時間又は一時間に満たない端数を増すことに五、二〇〇円を加えた額
につき	六、七四〇
につき	一、九三〇
につき	二、三三〇

「七、四二〇」を「三二、八五〇円に測定回数が一を超えて一を増すことに三、六八〇円を加えた額」に改め、同項第十三号ハ及びニを削り、同項中第二十一号を第二十三号とし、同項第二十号ハ及びニを削り、同号を同項第二十一号とし、同号の次に次のように加える。

に改め、同項第九号中「熱放散率」を「発熱測定」に、

別表第十二の表八の項中第十九号を第二十号とし、同項第十八号に次のように加え、同号を同項第十九号とする。

22 顕微ラマン分光分析	イ ポイント測定	一件につき	六、四八〇
	ロ マッピング測定	一件につき	九、七二〇

二 極めて複雑なもの 一件につき 二二、九四〇

別表第十二の表八の項中第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、同号の次に次のように加える。

18 ICP質量分析	イ 定量分析	一件につき	一八、四二〇円に一元素増すことに一、三八〇円を加えた額
	ロ 定性分析		
	複雑なもの	一件につき	一四、二九〇
	やや複雑なもの	一件につき	九、九〇〇
	簡単なもの	一件につき	六、三三〇

別表第十二の表八の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次のように加える。

14 ナノインデント	イ ナノインデント測定	一件につき	六、〇〇〇
	ロ ナノスクラッチ測定	一件につき	六、〇〇〇

別表第十二の表十の項第二十一号に次のように加える。

二 パネル変位評価システムによるもの	一件につき	八、七一〇
--------------------	-------	-------

別表第十二の表十の項第二十三号ロ中「七日以内かつ三測定以内」を「一日」に「四〇、四九〇」を「六四、三〇〇」に改め、同号に次のように加える。

八 小型チャンパー法(三日)	一件につき	七三、三七〇円に測定回数が一を超
----------------	-------	------------------

二 小型チャンパー法(七日)	一件につき	えて一を増すことに二三、四八〇円を加えた額
		九八、六八〇円に測定回数が一を超えて一を増すことに二三、四八〇円を加えた額

別表第二十二の表十の項第二十九号の次に次のように加える。

30 温度	イ 簡易温度計	一件につき	三、〇〇〇
	ロ 熱電対	一件につき	八、六二〇

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十号

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例

ソフトピアジャパンセンター条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表一の表会議室の部第五中会議室及び第九中会議室の項中「及び第九中会議室」を削り、同部第六中会議室の項及び和室会議室の項を削る。

別表四の表会議室の部第一小会議室及び第四小会議室の項中「及び第四小会議室」を削り、同部第三小会議室及び第五小会議室の項中「及び第五小会議室」を削り、同部第六小会議室の項から第二中会議室の項までを削る。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表二十の表に次のように加える。

ハ 1型子牛虚弱症候群の遺伝子検査	1型子牛虚弱症候群検査手数料	一頭につき	二、七二〇
-------------------	----------------	-------	-------

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県立国際園芸アカデミー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県立国際園芸アカデミー条例の一部を改正する条例

岐阜県立国際園芸アカデミー条例(平成十五年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「上級マイスター科及び」を削る。

「

第三条の表中

学生	一般	上級マイスター科	年額	一七、〇〇〇円	二八二
	マイスタ	年額	五三三、八〇〇円	一七、〇〇〇円	一六九

一科	一一八、八〇〇円
----	----------

〇〇〇円	を	一般学生	年額	一一八、八〇〇円	一七、〇〇〇円	一六
、二〇〇円						

九、二〇〇円に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表小水力発電施設整備事業（施設整備事業に限る。）の部中

百分

の二十五

を

百分の二十五
ただし、売電収益を農村振興に資する活動費に充当するものについては、三分の一

に改め、同表かんがい排水事

業の部に次のように加える。

保全合理化型

百分の二十一・五
ただし、過疎地域、振興山村区域、特別豪雪地帯、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについては、百分の十七・五

第四条第一項の表ため池等整備事業の部ため池等整備事業（一般型）、ため池等整備

事業（再編総合整備型）、湖岸堤防事業及び用排水施設整備事業の項中

大規模

百分の二十

ただし、利活用保全整備については百分の二十五、耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五

を

特別耐震対

大規模

策

百分の十

ただし、堤高十五メートル以上のため池にあつては、百分の五

に改め、同部地

百分の二十
ただし、利活用保全整備については百分の二十五、耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五

<p>件が不利な地域において行 の十五、ため池改修工事の のつては百分の十、その他 の十五</p>	<p>トル以上のため池（農業の において行うものを除く。）</p>	<p>が不利な地域において行 十五、ため池改修工事の のつては百分の十、その他 の十五</p>	<p>域ため池総合整備事業の項中</p>	
<p>に改め、同項中</p>		<p>を</p>		<p>大規模</p>
<p>小規模</p>	<p>小規模</p>	<p>大規模</p>	<p>特別耐震対策</p>	<p>百分の二十 ただし、農業の生産条件 のうち耐震対策に係るもの トル以上のため池にあつ ため池にあつては百分の</p>
<p>百分の二十 ただし、農業の生産条 うものつては百分 うち耐震対策に係るも トル以上のため池にあ ため池にあつては百分</p>	<p>百分の十 ただし、堤高十五メー 生産条件が不利な地域 にあつては、百分の五</p>			
<p>対</p>	<p>百分の二十五 ただし、農業の生産条件が不利な 地域において行うものつては 百分の十五、ため池改修工事の うち耐震対策に係るものつては 堤高十五メートル以上のため池に あつては百分の十、その他のため 池にあつては百分の十五</p>	<p>百分の二十五 ただし、農業の生産条件が不利な 地域において行うものつては 百分の十五、ため池改修工事の うち耐震対策に係るものつては 堤高十五メートル以上のため池に あつては百分の十、その他のため 池にあつては百分の十五</p>	<p>を</p>	
		<p>農村地域防災減災事業 （整備事業に限る。）</p>		
<p>小規模</p>	<p>大規模</p>	<p>特別耐震 策</p>		

<p>ため池（農業の生産条件が不利な地域において行うものを除く。）にあつては、百分の五</p>	<p>施設については三分の一」を「農業の生産条件が不利な地域において行うものについては百分の十五」に改める。</p> <p>附 則 この条例中第四条第一項の表かんがい排水事業の部に保全合理化型の項を加える改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成二十五年四月一日から施行する。</p>
<p>百分の二十 ただし、農業の生産条件が不利な地域において行うものについては百分の十五、ため池改修工事のうち耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五</p>	<p>に改める。</p>
<p>百分の二十五 ただし、農業の生産条件が不利な地域において行うものについては百分の十五、ため池改修工事のうち耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五</p>	<p>岐阜県水源地域保全条例をここに公布する。 平成二十五年三月二十六日 岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>第四条第一項の表ため池等整備事業の部震災対策農業水利施設整備事業（耐震対策工事に限る。）の項中 「 堤高十五メートル以上のため池 」</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 この条例において「水源地域」とは、第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。 2 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権又は地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。 （基本理念） 第三条 水源地域の保全は、我が県の豊かで清らかな水資源が県民の健康で文化的な生活の基盤となっていることに鑑み、県、市町村、土地所有者等、事業者及び県民の適切な役割分担による協働により持続的に行われなければならない。</p>
<p>「 特別耐震対策 堤高十五メートル以上のため池 」</p>	<p>百分の十 ただし、堤高十五メートル以上のため池は、百分の五</p>
<p>にあつて に改め、同表ため池防災対策事業の部中「 利活用保全施設整備に係る関連</p>	

(県 の 責 務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

(土 地 所 有 者 等 の 責 務)

第五条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、水源地域における適正な土地利用に配慮するとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事 業 者 の 責 務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県 民 の 責 務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に関する理解を深め、自ら水源地域の保全に努めるとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市 町 村 と の 連 携 等)

第八条 県は、この条例の施行に当たっては、市町村と密接な連携を図るとともに、その理解と協力を求めるものとする。

(基 本 方 針)

第九条 知事は、水源地域の保全に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 水源地域における適正な土地利用に関する基本的事項
- 二 水源地域の指定に関する基本的事項
- 三 水源地域の保全に関する施策の基本的事項

四 前三号に掲げるもののほか、水源地域の保全に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、第二十一条に規定する岐阜県水源地域保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（森林が有する水源をかん養する機能の維持増進）

第十条 県は、水源地域内の森林が有する水源をかん養する機能の維持増進を図るため、当該森林の特性に応じて、公有林化の促進、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく保安林制度の活用、適切な造林、保育等森林施策の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(普 及 啓 発)

第十一条 県は、水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財 政 上 の 措 置)

第十二条 県は、水源地域の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(水 源 地 域 の 指 定)

第十三条 知事は、基本方針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であつて、当該取水地点及びその周辺の区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、水源地域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に当たっては、林業その他の地域産業との調和に配慮するものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二十一条に規定する岐阜県水源地域保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該公告の日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、指定をしようとする区域内の土地の所有権等を有する者及び利害関係人は、同項の縦覧期間の満了の日までに、指定の区域の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、指定をするときは、その旨及び指定の区域を告示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第三項から前項までの規定は、指定の解除又は指定の区域の変更について準用する。

（基本方針への配慮等）

第十四条 土地所有者等は、その土地の利用に当たっては、基本方針に配慮するものとする。

2 知事は、水源地域において、基本方針に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関する助言及び指導をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、第二十一条に規定する岐阜県水源地域保全審議会の意見を聴くものとする。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第十五条 土地所有者等は、水源地域内の土地の所有権等の移転又は地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「所有権等の移転等」という。）をする契約（売買その他の規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該契約を締結しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 土地売買等の契約の予定年月日
 - 三 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
 - 四 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
 - 五 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転等の後における土地の利用目的
 - 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 一 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。
 - 二 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。
 - 三 水源地域の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で規則で定めるものの施行として行うとき。
- 3 第十三条第一項の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して三十日を経過する日までの間に当該指定に係る水源地域（当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水源地域となつた区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該契約を締結しようとする日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

(助言等)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による届出を受けたときは、関係市町村長に当該

届出に係る書面の写しを送付し、水源地域の保全の見地からの意見を求めるものとする。

2 知事は、前条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出をした土地所有者等（以下「届出者」という。）に対し、基本方針及び関係市町村長の意見を勘案して、その土地の利用の方法その他の事項に関する助言及び指導（以下「助言等」という。）をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、第二十一条に規定する岐阜県水源地域保全審議会の意見を聴くものとする。

3 助言等を受けた届出者は、当該土地の所有権等の移転等を受けようとする者に当該助言等の内容を伝達するものとする。

(変更の届出)

第十七条 届出者は、当該届出に係る土地売買等の契約を締結する日までの間において、第十五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 届出者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 第十五条第一項第二号に掲げる事項 変更後の予定年月日の三十日前（当該予定年月日が当初の届出をした日から三十日を経過した日以後である場合にあつては、当該予定年月日の前日）
 - 二 第十五条第一項第三号に掲げる事項（土地売買等の契約に係る土地を減少する場合を除く。） 当該土地売買等の契約を締結しようとする日の三十日前
- 3 前条の規定は、前二項の規定による届出について準用する。
- (報告の徴収等)
- 第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地所有者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水源地域内の土地に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈

してはならない。

(勸告)

第十九条 知事は、土地所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 第十五条第一項（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 三 前条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(公表)

第二十条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(岐阜県水源地域保全審議会)

第二十一条 水源地域の保全のために必要な事項を調査審議させるため、岐阜県水源地域保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員七人以内で組織する。
3 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市町村の条例との関係)

第二十二条 市町村が水源地域の保全に関する条例を制定した場合であつて、当該条例の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源地域における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果を期待できるものと知事が認めるときは、当該市町村の区域においては、第十五条から第二十条まで及び次条の規定は、適用しない。

適用しない。

(過料)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条第一項（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 三 第十八条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十五条から第二十条まで及び第二十三条の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

2 第十五条の規定は、平成二十五年十月三十一日以後に締結しようとする土地売買等の契約について適用する。

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号の表を次のように改める。

施設名	給水対象	一日最大給水量
岐阜東部上水道	多治見市 中津川市 瑞浪市	二八八、九四〇立方メートル

用水供給施設

恵那市 美濃加茂市 土岐市
可児市 坂祝町 富加町 川辺
町 御嵩町

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表一の項第一号中「遊技機」の下に「以下この表において「未認定遊技機」といふ。」を加え、「二七、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同項第二号中「法第二十条第二項に規定する認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「二七、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」に、「法第二十条第二項に規定する認定を受けた遊技機以外の遊技機一台につき二〇〇円(同条第四項)を「二、一八〇〇円(法第二十条第四項)に、「遊技機以外の遊技機にあっては」を「未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下この表において「特定未認定遊技機」といふ。)がある場合にあつては、五、六〇〇円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を一、四〇〇円に乘じて得た額を加えた額)を加えた額に、未認定遊技機一台につき四〇〇円(特定未認定遊技機について「二、一七〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同項第三号中「二七、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同項備考中「九、三〇〇円」を「八、六〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「六、八〇〇円」に改め、同表十の項第一号中「二、一七〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同項第二号中「二、一七二〇円」を「四、三四〇円」に改め、同項備考中「に係る」を「が当該認定を受けようとする遊技機と同一の型式に属する場合の」に、「額」を「当該一を超える

台数の遊技機が1に掲げるものである場合にあつては零円、2に掲げるものである場合にあつては四〇〇円、3に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ附表第一区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に、「一、七〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表十一の項第一号中「六、三〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同項第二号中「一八、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表十二の項第一号イ中「三、一三〇〇円」を「四、三三〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同号ロ中「二五、三〇〇円」を「三六、三〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同号ハ中「二七、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同項第二号イ中「六、一三〇〇円」を「六、八、三〇〇円」に改め、同号ロ中「一五、三〇〇円」を「三〇、三〇〇円」に改め、同項第三号及び第四号中「三、一三〇〇円」を「四、一三〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「二六、三〇〇円」に改め、同項第五号イ中「二五、三〇〇円」を「三六、三〇〇円」に改め、同号ロ中「三、三〇〇円」を「一、九、一〇〇円」に改め、同項備考中「当該一を超える台数の遊技機」の下に「が当該遊技機試験を受けようとする遊技機と同一の型式に属する遊技機である場合の当該一を超える台数の遊技機」を加え、「一、三〇〇円」を「一、四、三〇〇円」に改め、同表十三の項第一号イ中「一、五二四、二〇〇円」を「一、四四二、〇〇〇円」に、「一九〇、二〇〇円」を「四四五、〇〇〇円」に改め、同号ロ中「一、一三五、二〇〇円」を「一、一三五、〇〇〇円」に、「二九〇、二〇〇円」を「四四五、〇〇〇円」に改め、同号ハ中「一六八、二〇〇円」を「三四五、〇〇〇円」に改め、同項第二号イ中「一、八一〇、二〇〇円」を「一、六二八、〇〇〇円」に改め、同号ロ中「三九三、二〇〇円」を「四八六、〇〇〇円」に改め、同項第三号イ中「一、一八七、二〇〇円」を「一、一五五、〇〇〇円」に改め、同号ロ中「三四三、二〇〇円」を「四八九、〇〇〇円」に改め、同項第四号イ中「一、一八六、二〇〇円」を「一、一五四、〇〇〇円」に改め、同号ロ中「三四二、二〇〇円」を「四八

き一

八、〇〇〇円」に改め、同表十四の項中

<p>に つ</p> <p>五、二〇〇円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、八、〇〇〇円に当該特定未認定遊技機が</p>	<p>に つ</p> <p>二、四〇〇</p>	<p>件に つ</p> <p>三、四〇〇円(法第二十條第二項に規定する認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合にあつては、三、四〇〇円に当該遊技機一台につき二〇〇円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機にあつては、附表第一区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に掲げる額から二、七〇〇円を控除した額)を加えた額)</p>	<p>1 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がないもの 2 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機があるもの</p>	<p>一件 一件</p>
		<p>を</p>		<p>属する型式の数を二、四〇〇円に乘じて得た額を加えた額(に未認定遊技機一台ごと)に四〇〇円(特定未認定遊技機については、附表第一区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に掲げる額から八、〇〇〇円を控除した額)を加えた額</p> <p>に改め、同表附表第一一の項第一号中「三、七〇〇」</p>
<p>この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p>		<p>を「三五、〇〇〇」に、「八、二〇〇」を「一六、三〇〇」に改め、同項第二号中「四、七〇〇」を「二九、〇〇〇」に、「八、二〇〇」を「一六、三〇〇」に改め、同項第三号中「五、九〇〇」を「四、四〇〇」に改め、同表一の項第一号中「五九、七〇〇」を「五九、〇〇〇」に改め、同項第二号中「四、七〇〇」を「三三、〇〇〇」に改め、同表三の項及び四の項中「三〇、七〇〇」を「三五、〇〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一九、〇〇〇」に改め、同表五の項第一号中「四、七〇〇」を「二九、〇〇〇」に改め、同項第二号中「三、六八〇」を「二、六〇〇」に改め、別表第一一の表附表第二一の項第一号中「一、五三〇、〇〇〇」を「一、四三三、〇〇〇」に、「二九六、〇〇〇」を「四三八、〇〇〇」に改め、同項第二号中「一、一四一、〇〇〇」を「一、二二八、〇〇〇」に、「二九六、〇〇〇」を「四三八、〇〇〇」に改め、同項第三号中「一七四、〇〇〇」を「三三八、〇〇〇」に改め、同表一の項第一号中「一、八一六、〇〇〇」を「一、六二一、〇〇〇」に改め、同項第二号中「三九九、〇〇〇」を「四七九、〇〇〇」に改め、同表三の項第一号中「一、一九三、〇〇〇」を「一、一四八、〇〇〇」に改め、同項第二号中「三四九、〇〇〇」を「四八二、〇〇〇」に改め、同表四の項第一号中「一、一九二、〇〇〇」を「一、一四七、〇〇〇」に改め、同項第二号中「三四八、〇〇〇」を「四八一、〇〇〇」に改める。</p>		

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岐阜県警察本部組織条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五部」を「六部」に、「生活安全部」を「生活安全部 地域部」に改める。

第二条第一項第二号中(二)及び(三)を削り、(四)を(二)とし、(五)を(三)とし、(六)を(四)とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域部

(一) 地域警察に関する事項

(二) (一)に掲げるもののほか、警らに関する事項

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県使用済金属類営業に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 使用済金属類営業の許可等（第三条 第十一条）

第三章 使用済金属類取引業者の遵守事項等（第十二条 第二十一条）

第四章 監督（第二十二条 第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条 第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条 第三十六条）

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、盗難等に遭った使用済金属類の流通の防止及び速やかな発見を図るため、使用済金属類営業に係る業務について必要な規制を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、その被害の迅速な回復に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「使用済金属類」とは、次の各号のいずれかに掲げる物であつて、一度使用されたもの、使用されることなく使用のために取引されたもの又は製品の製造、加工若しくは修理に伴い副次的に得られたものをいう。ただし、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第一条第一項に規定する古物に該当するものを除く。

一 金、白金、銀及びこれらの合金並びにダイヤモンドその他公安委員会規則で定める宝石並びにこれらの製品（第四号に掲げるものを除く。次号及び第三号において同じ。）

二 アルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金並びにこれらの製品

三 前二号に掲げるもののほか、希少な金属として公安委員会規則で定めるもの及びその合金並びにこれらの製品

四 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）その他解体することにより前三号のいずれかに掲げるものを回収することができる製品として公安委員会規則で定めるもの

2 この条例において「使用済金属類営業」とは、使用済金属類を売買し、交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）の流通のおそれが少ないものとして公安委員会規則で定めるものを除く。）をいう。

3 この条例において「使用済金属類取引業者」とは、次条の許可を受けて使用済金属類営業を営む者をいう。

第二章 使用済金属類営業の許可等

(許可)

第三条 使用済金属類営業を営もうとする者（次項に規定する者を除く。）は、営業所

ことに公安委員会の許可を受けなければならない。
2 専ら行商により使用済金属類営業を営もうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 この条例、古物営業法、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号、第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条、第二百三十五条、第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）に規定する罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）

五 第二十四条第一項、古物営業法第二十四条又は質屋営業法第二十五条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しの処分に係る岐阜県行政手続条例（平成七年岐阜県条例第三十六号）第十五条又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第八号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

六 第二十四条第一項、古物営業法第二十四条又は質屋営業法第二十五条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る岐阜県行政手続条例第十五条又は行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第一号、古物営業法第八条第一項第一号又は質屋営業法第九条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（その営業の廃止について相当な理由があるものを除く。）で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの（当該返納をした者が法人であるときは、当該通知があつた日以前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該返納の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（使用済金属類取引業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号、次号及び第九号のいずれにも該当しないものを除く。）

八 法人で、その役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(許可の手続及び許可証)

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に公安委員会規則で定める書類を添付して公安委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住居（住所又は居所をいう。以下同じ。）並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所（第三条第二項に規定する者にあつては、行商の本拠となる事務所又は住居をいう。以下同じ。）の名称及び所在地

三 当該使用済金属類営業に係る使用済金属類を保管する場所（第二十一条及び第二十二條第二項において「保管場所」という。）又は第二条第一項第四号の製品を解体する場所（第二十一条及び第二十二條第二項において「解体場所」という。）を設ける場合は、それらの所在地

四 取り扱おうとする使用済金属類に係る公安委員会規則で定める区分

五 行商をしようとする者であるかどうかの別及び行商をしようとする者にあつては、その行商をしようとする区域の属する市町村の名称

六 取り扱う使用済金属類に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信

(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この号及び次条第二項において同じ。)により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いるかどうかの別に応じ、当該使用済金属類に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれに該当しない旨

七 法人にあつては、その役員の氏名及び住居

2 公安委員会は、第三条の許可をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第三条の許可をしなるときは、公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の揭示等)

第六条 使用済金属類取引業者は、公安委員会規則で定めるところにより、許可証を営業所の見やすい場所に揭示しなければならない。

2 使用済金属類取引業者は、前条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱つ使用済金属類に関する事項と共に、その氏名又は名称、許可を受けた公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

(許可の更新)

第七条 第三条の許可は、五年を下らない公安委員会規則で定める期間ごとに更新を受けなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。

2 第四条及び第五条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、更新された許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の取消し)

第八条 公安委員会は、第三条の許可を受けた者について、次の各号のいずれかに掲げる事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により許可(前条第一項の許可の更新を含む。第三号において同じ。)を受けたこと。

二 第四条各号のいずれかに掲げる者に該当していること。

三 許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

(変更の届出)

第九条 使用済金属類取引業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第十条 第五条第二項の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第三号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。

一 使用済金属類営業を廃止したとき。

二 第三条の許可が取り消されたとき。

三 第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、第三条の許可は、その効力を失う。

3 第五条第二項の規定により許可証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人

の代表者

(名義貸しの禁止)

第十一条 第三条の許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に使用済金属類営業を営ませてはならない。

第三章 使用済金属類取引業者の遵守事項等

(行商の証明書の携帯等)

第十二条 使用済金属類取引業者は、行商をするときは、公安委員会規則で定める証明書を携帯していなければならない。

2 使用済金属類取引業者は、その従業者に行商をさせるときは、当該従業者に前項の証明書を携帯させなければならない。

3 使用済金属類取引業者又はその従業者は、行商をする場合において、相手方から第一項の証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(営業の制限)

第十三条 使用済金属類取引業者は、その営業所又は取引の相手方の住居、事務所、事業所、倉庫、作業場所その他これらに準ずる場所以外において、使用済金属類の買受け、交換、売却の受託又は交換の受託(以下「買受け等」という。)をするため、使用済金属類取引業者以外の者から使用済金属類を受け取ってはならない。

(本人確認等)

第十四条 使用済金属類取引業者は、使用済金属類の買受け等をしよつとするとときは、公安委員会規則で定める方法により、相手方について、本人特定事項(当該相手方が自然人である場合にあっては氏名、住居(日本国内に住居を有しないで在留する外国人であつて、その所持する旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。)又は乗員手帳(出入国管理及び難民認定法第二条第六号に規定する乗員手帳をいう。))の記載によつて当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものにあつては、国籍及び当該旅券又は乗員手帳(当該外国人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。)(の番号)及び生年月日をいい、当該相手方が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。)の確認(以下この条及び第十六条において「本人確認」という。)を行わなければならない。ただし、既に本人確認を行っている相手方との間で使用済金属類の買受け等をしよつとする場合において、当該相手方が既に本人確認を行っている相手方であることを確かめる措置として公安委員会規則で定めるもの

をとつたときは、この限りでない。

2 使用済金属類取引業者は、前項の規定により相手方の本人確認を行う場合において、法人の代表者が当該法人のために当該使用済金属類取引業者との間で取引を行うときその他の現に取引の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるときは、当該相手方の本人確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人についても、前項本文の規定の例により、本人確認を行わなければならない。

(申告)

第十五条 使用済金属類取引業者は、使用済金属類の買受け等をしよつとする場合において、当該使用済金属類について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(取引の記録の作成等)

第十六条 使用済金属類取引業者は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、使用済金属類を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の記録を作成しておかなければならない。

- 一 取引の年月日
- 二 取引の場所(営業所における取引の場合を除く。)
- 三 使用済金属類の品目及び数量
- 四 使用済金属類の特徴
- 五 相手方の住居、氏名及び生年月日
- 六 第十四条の規定による本人確認の方法
- 七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
- 第十七条 使用済金属類取引業者は、前条の記録をその作成の日から三年間、公安委員会規則で定めるところにより保存しておかなければならない。
- 2 使用済金属類取引業者は、前条の記録を毀損し、亡失し、又は滅失したときは、直ちに公安委員会に届け出なければならない。

(品触れ)

第十八条 警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、必要があると認めるときは、使用済金属類取引業者に対して、盗品等の品触れを書面により発することができる。

2 使用済金属類取引業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当

該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 警察本部長等は、第一項の品触れを書面により発することに代えて、あらかじめ使用済金属類取引業者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公安委員会規則で定めるものにより発することができる。

4 使用済金属類取引業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による記録を到達の日から六月間保存しなければならない。

5 使用済金属類取引業者は、品触れを受けた日にその使用済金属類を所持していたとき、又は第二項若しくは前項の期間内に品触れに相当する使用済金属類を受け取ったときは、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

6 第一項の品触れについては、岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号）第四条の規定は、適用しない。

（差止め）

第十九条 使用済金属類取引業者が買受け等をした使用済金属類について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由があるときは、警察本部長等は、当該使用済金属類取引業者に対し三十日以内の期間を定めて、その使用済金属類の保管を命ずることができる。

（従業者名簿）

第二十条 使用済金属類取引業者は、公安委員会規則で定めるところにより、従業者の住居、氏名その他の公安委員会規則で定める事項を記録した名簿を保存しておかなければならない。

（防犯対策）

第二十一条 使用済金属類取引業者は、その保管する使用済金属類の盗難その他の事故を防止するため、営業所、保管場所及び解体場所において、公安委員会規則で定める設備及び方法により使用済金属類の保管を行うよう努めるものとする。

第四章 監督

（報告徴収及び立入検査）

第二十二条 警察本部長等は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、使

用済金属類取引業者に対し、その使用済金属類営業に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、営業時間中において、使用済金属類取引業者の営業所、保管場所又は解体場所に立ち入り、使用済金属類及び第十六条の記録その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

3 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指示）

第二十三条 公安委員会は、使用済金属類取引業者又はその従業者が、この条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し、又はその使用済金属類営業に關し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該使用済金属類取引業者に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（営業の停止等）

第二十四条 公安委員会は、使用済金属類取引業者若しくはその従業者がこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反し、若しくはその使用済金属類営業に關し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は使用済金属類取引業者がこの条例に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該使用済金属類取引業者に対し、その使用済金属類営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その使用済金属類営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 二以上の営業所を有する使用済金属類取引業者が、一の営業所につき、前項の規定により使用済金属類営業の許可を取り消され、又は使用済金属類営業の停止を命じられたときは、他の営業所についても、公安委員会は、情状により、その使用済金属類営業の許可を取り消し、又はその使用済金属類営業の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第二十五条 公安委員会は、前条の規定により使用済金属類営業の停止を命じようとするときは、岐阜県行政手続条例第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の

区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、岐阜県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第五章 雑則

(手数料)

第二十六条 第三条の許可（第七条第一項の許可の更新を含む）、第五条第四項の許可証の再交付又は第九条第二項の許可証の書換えを受けようとする者は、岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(経過措置)

第二十七条 この条例の規定に基づき公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第六章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して許可を受けないで使用済金属類営業を営んだ者
- 二 偽りその他の不正な手段により第三条の許可（第七条第一項の許可の更新を含む。）を受けた者

三 第十一条の規定に違反した者

四 第二十四条の規定による公安委員会の命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条、第十四条又は第十七条の規定に違反した者

二 第十六条の規定に違反して必要な記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第二十二條第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第二項の規定に違反して品触れに係る書面に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかった者
- 二 第十八条第四項又は第五項の規定に違反した者
- 三 第十九条の規定による警察本部長等の命令に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十二条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 第十七条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条又は第十条第一項の規定に違反した者
- 二 第九条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十四条 過失により第十八条第五項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二十九条から第三十三条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十六条 第十条第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用済金属類営業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して六月間は、第三条の許可を受けないで、その使用済金属類営業を営むことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(岐阜県青少年健全育成条例の一部改正)

3 岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

(岐阜県青少年健全育成条例の一部改正)

3 岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(使用済金属類の買受け等の制限)

第二十二條の二 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)第二條第三項に規定する使用済金属類取引業者(以下「使用済金属類取引業者」という。)は、青少年から同條第一項に規定する使用済金属類を買受け、又は売却の委託を受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

第四十五條第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 使用済金属類取引業者

第五十三條中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十二條の二の規定に違反した者

(岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第一に次の一表を加える。

十二 岐阜県使用済金属類営業に関する条例の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
一 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号、以下この表において「条例」という。)第三條に規定する使用済金属類営業の許可の申請に対する審査	使用済金属類営業許可申請手数料	一件につき	一〇、〇〇〇
二 条例第五條第四項に規定する使用済金属類営業の許可証の再交付	使用済金属類営業許可証再交付手数料	一通につき	一、二〇〇
三 条例第七條第一項に規定する使用済金属類営業の許可の更新の申請に対する審査	使用済金属類営業許可更新申請手数料	一件につき	一〇、〇〇〇
四 条例第九條第二項に規定する使用済金属類営業の許可証の書換え	使用済金属類営業許可証書換え手数料	一通につき	一、五〇〇

岐阜県清流の国スポーツ推進条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県清流の国スポーツ推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 推進施策(第七条 第十五条)

第三章 推進体制等(第十六条 第二十条)

附則

スポーツは、青少年の健全な育成や体力の向上に大きな役割を果たしている。また、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。さらに、スポーツ及びびスポーツを支える活動は、その活動を通じて、地域の一体感や活力を醸成するものであり、地域社会の絆を構築し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生、地域の活性化、産業の振興等に寄与するものである。

岐阜県においては、「輝け はばたけ だれもが主役」という合言葉のもと、県民総参加で開催された、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会を契機として、障害者スポーツを含む、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せるとともに、岐阜方式の活用等による競技力の向上、両大会のマスコミキャラクター「ミナモ」を活用したダンス及び体操の普及を通じた県民の運動に親しむ意識の向上、おもてなし活動等を通じた県民の地域の絆づくり、障害者とともに生きる社会づくり、ボランティア活動等に対する意識の高揚等、スポーツを支える活動を含めたスポーツの推進がもたらす成果を強く実感したところである。そうした成果を継続し、発展させ、岐阜県の貴重な財産として引き続き活用し、健康で活力のある地域づくりを進めていくことは、私たち県民一人一人の重要な責務である。

ここに、私たちは、子どもから高齢者まで、生涯にわたり、自らの年齢、関心、適性

等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することにより、明るく健康で心豊かな県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツ（運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体運動をいう。以下同じ。）の推進について、基本理念を定め、並びに県の責務及びスポーツ関係団体の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 2 第二条 スポーツは、これを行う者の安全の確保に必要な配慮をするとともに、スポーツを通じて県民の心身の健康の保持増進が図られるように推進されなければならない。
- 3 スポーツは、すべての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、自らの年齢、関心、適性等に応じて親しむことができるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、心身の成長過程にある青少年によるスポーツ活動が生涯にわたる県民の心身の健康の増進、豊かな人間性の涵養及び規範意識の醸成のため特に重要であるとの認識の下に、学校、スポーツ関係団体（スポーツに関する事業を行い、その振興に資する活動を行う団体をいう。以下同じ。）、家庭、地域住民その他の関係者が相互に連携を図りながら推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をするとともに、障害者の自立及び社会参加を促進する等、障害者とともに生きる社会の推進に資するよう推進されなければならない。
- 6 スポーツは、岐阜県のスポーツ選手が全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、岐阜方式（一つのスポーツチームが、複数の企業から選手の雇用等による支援を受けながら活動していく方式をいう。以下同じ。）の継続等、競技水準の向上に資する施策について、関係者が相互に有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

6 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、地域の絆づくり及び地域の活性化が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、知事、教育委員会その他の関係機関が相互に連携を図りつつ、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民、スポーツ関係団体、健康及び福祉に関わる団体、学校、企業、その他の関係団体との連携に努めるものとする。

(スポーツ関係団体等の役割)

第四条 スポーツ関係団体その他の関係団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むとともに、県、市町村、他のスポーツ関係団体その他の関係団体との協働に努めるものとする。

(市町村との連携)

第五条 県は、市町村が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じたスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民参加の促進)

第六条 県は、スポーツ関係団体、市町村、学校等と連携し、ミナダンス及びミナモ体操（はばたけ、未来へ（ぎふ清流国体・ぎふ清流大会ソングをいう。）に合わせたダンス及び体操をいう。）等を活用した啓発活動、競技会その他スポーツイベントの開催等による高い競技水準に触れる環境づくり等を通じ、スポーツの重要性に対する県民の関心と理解を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとする。

第二章 推進施策

(推進計画)

第七条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他の必要な事項を定めるものとする。

3 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更をする場合について準用する。

(健康の保持増進等)

第八条 県は、スポーツ活動を推進するとともに、県民の心身の健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等県民が健やかに生活するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生涯スポーツの推進等)

第九条 県は、子どもから高齢者まで、県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、レクリエーション活動その他のスポーツ活動(以下「生涯スポーツ」という。)に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ関係団体であつて、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。)及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、生涯スポーツを推進するとともに、生涯にわたって生き生きと生活するための社会づくりに努めるものとする。

(青少年スポーツの推進等)

第十条 県は、地域における青少年によるスポーツ活動(以下「青少年スポーツ」という。)を推進するため、スポーツ活動に参加しやすい環境づくり及び参加する機会の提供、学校、スポーツ関係団体、家庭、地域住民その他の関係者の連携による青少年の体力の向上に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、青少年スポーツを推進するとともに、豊かな人間性の涵養、規範意識の醸成等青少年の健全な育成に努めるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第十一条 県は、学校における部活動等のスポーツ活動の推進を図るため、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保及び活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者スポーツの推進等)

第十二条 県は、障害者によるスポーツ活動(以下「障害者スポーツ」という。)を推進するため、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、障害者スポーツに関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、障害者スポーツを推進するとともに、障害者が元気に安心して暮らすための社会づくりに努めるものとする。

(競技水準の向上)

第十三条 県は、競技水準の向上を図るため、年齢に応じたスポーツ選手の計画的な育成、スポーツの指導者の確保及び養成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手及びその指導者がその能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びスポーツチーム(以下「スポーツ選手等」という。)の競技水準の維持向上ができるよう、岐阜方式を継続するための支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の絆づくり)

第十四条 県は、スポーツを通じた地域における絆づくりを促進するため、スポーツ大会等におけるおもてなし活動(スポーツ選手及びその関係者を温かく迎える活動を含む。)その他の地域住民の自発的な活動への支援、地域スポーツクラブへの参加の促進、スポーツ選手等と県民との交流の促進、地域スポーツクラブ相互の交流の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十五条 県は、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、前条の施策のほか、各種スポーツ大会の開催及び誘致、スポーツ関連産業の振興その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 推進体制等

(県民会議)

第十六条 県は、前章に規定する施策について広く県民の意見を反映し、県民と一体となつてこれを実施するため、県民会議を設置する。

(スポーツ推進月間)

第十七条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が積極的

にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、スポーツ及びスポーツを支える活動に対する関心並びにこれらを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(施設の整備等)

第十九条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備及び利用の促進に努めるものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務委員会の項中、「ぎふ清流国体推進局」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社